

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 社員会と労働組合の違い ①

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

### 社員会と労働組合の違い ①

1. 社員会と会社との関係は → 「同質一体の関係」
2. 労働組合と会社との関係は → 「異質の協力関係」

#### 社員会とは

同質関係とは、「会社の目的達成へ、間接的寄与を図るために従業員の一部感を醸成する、困りごと・心配ごとに対し相互に援助し合う（相互扶助・共済）体制を構築し会社運営が会社方針の下、スムーズにいくように、従業員の精神的・生活的問題に助力を行うこと」。

したがって「社員会」の基本は、

1. 会社の方針が核であり基盤となる。
2. 従業員の生産阻害を排除するガス抜き場となる。
3. 会社の目的達成を図る「仲間意識」醸成の場となる。
4. 業務以外で親睦を図る場となり、協力体制を育む場となる。
5. 運営資金は一部会社提供もあり、会社の全面的協力が得られる。

このようなことから、主体は「会社」であり、社員会を構成する従業員（メンバー）は「依存的」乃至「従属的」な関係になりやすい。

#### 労働組合とは

異質の関係とは、「会社と労働組合はその目的が違い、組織運営も違う、それぞれが個性を持った存在である。その違いをお互いに認め合いながら、共通の目標・ビジョンを生み出し、その共通の目標・ビジョンを達成するために、それぞれの組織の力量を如何なく発揮し、そして主体的に協力体制を構築する——このような関係を「異質の協力関係」と言う。

したがって「労働組合」の基本は、

1. 主体的（組合員の意思の結集）であり、個性がある。
2. 生活の安定向上を目的とすることから会社の発展を強く求める組織である。
3. 会社の目的と組合の目的の共通性を統合し共通の目標・ビジョンとする運動体。
4. したがってその目標達成（プロセス）へ政策の提言や意見を率直に言う組織体。
5. 主体性・個性を持った組織体（組合）であるので、会社とは対等・平等の関係と位置づけられる。
6. また、会社とは対等な独立した組織体であるので、その運営資金は組合員の会費で賄う。

このような「社員会」と「労働組合」の相違は、社会的には、基本的人権として労働基本権（団結権・団体交渉権・団体行動権）を通して労働組合の場合は法律でバックアップされています。

社員会は、このような社会的バックアップはありません（会社の私的組織であるから）。

**この違いは決定的です。**通常の状態のときは、この違いの良し悪しは分かりません。

生活に直結する各種労働条件の切り下げ（雇用問題・退職金問題等）が提起された時、社会的に裏付けがある組織か、私的組織の相違によって明暗が分かれます。

労働組合がない会社は、社員会の代表が「三六協定」の締結や労働条件について意見要望を会社に言っているから何ら問題ないと考えているかもしれません。

三六協定は、労働基準法で労働組合がないところは、従業員代表と協定しなければいけませんよ、と決められているから、社員会の代表が締結しているのです。

労働基準法に違反し、当該従業員から訴えられたら「慰謝料」ないしは「解決金」の支払いをしなければならなくなるかも知れません。しかし、労働組合がなく、社員会の場合は手出しはできません。労働問題をするような組織ではありませんから。

ところが、労働組合の場合は、労働組合との協定（労働協約）に違反したとして、組合員（当該従業員）ばかりでなく、組合も協定違反として団体交渉を行い、解決金を要求できます。社員会が労働基準法などで求められている会社との協定をしても、当事者にはなれないということです。

労働組合が会社と協定すると、これは「労働協約」となり、法律に裏付けられた一種の法的効果を生むことになります。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

ポイント。

私的約束で終わるのか、法的効力を有するようになるのか、その差は天と地ほど開きがあります。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

📍 サイトマップ 📍 このサイトについて 📍 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.